

石川県公報

令和3年6月22日

第13416号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|---------------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| ○歳入の徴収事務の委託 | (国際交流課) 1 | ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) | 3 |
| ○国土調査の指定 | (農業基盤課) 1 | ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 | (同) 3 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 | (森林管理課) 1 | ○入札公告 | (産業政策課) 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | (砂防課) 2 | ○土地改良区の解散公告 | (農業基盤課) 8 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (同) 2 | ○道路の位置の指定公告 | (建築住宅課) 9 |
| ○土砂災害特別警戒区域の解除 | (同) 2 | | |

告 示

石川県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|------------------------|--------------|-----------------|---------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務 | 金沢市本町1丁目5番3号 | 公益財団法人石川県国際交流協会 | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |

石川県告示第251号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 指定年月日 | 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
|-----------|-----------|-------------|----------------------------|
| 令和3年6月22日 | 加賀市 | 伊切町ハ、甲、乙及び丙 | 令和3年6月22日から 令和4年3月31日まで |

石川県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|-------|------------|---------|---------------------|----------|
| 杉平 | 輪島市杉平町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 影田川3号 | 能登町字五郎左エ門分 | 次の図のとおり | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|-------|------------|---------|---------------------|----------|
| 杉平 | 輪島市杉平町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 影田川3号 | 能登町字五郎左エ門分 | 次の図のとおり | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 | 解除事項 |
|-------|----------|---------|---------------------|----------|------|
| 杉平 | 輪島市杉平町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 一部 |
| トンナ谷川 | 輪島市三井町長沢 | 次の図のとおり | 土石流 | 次の図のとおり | 全部 |

影田川3号

能登町字五郎左エ門分

次の図のとおり

土石流

次の図のとおり

全部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和3年6月8日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOまちおこしの会

3 代表者の氏名

中村 勲

4 主たる事務所の所在地

金沢市山王町2丁目76番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日本国内の各地域住民に対して、室町時代に加賀の一向宗門徒らが築いた「百姓の持ちたる国」を題材として、映画化にむけた取り組みや講演活動等に関する事業を行うことで、日本のみならず世界において、地域の歴史への理解を広めるとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和3年6月7日

2 特定非営利活動法人の名称

認定NPO法人趣都金澤

3 代表者の氏名

浦 淳

4 主たる事務所の所在地

金沢市下本多町6番丁40の1

5 定款に記載された目的

この法人は、「日本一趣深い都市-趣都・金澤の実現」をキーワードに、金沢の強みである「文化」を機軸とした市民主導のまちづくり事業や、提言の発信及び国内外の文化経済都市の研究を通し、金沢市及びその周辺の地域のまちづくりの推進や人材育成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

令和3年6月8日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北陸画像診断支援センター

3 代表者の氏名

松井 修

4 主たる事務所の所在地

金沢市石引2丁目3番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と地域で従事する医師に対して、遠隔による画像診断の支援や活用、画像診断の品質管理に関する事業を行い、地域医療の質の向上に寄与することを目的とする。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

強度評価試験機 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和4年2月28日

(4) 履行場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和3年7月9日（金）午後5時15分までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和3年7月28日（水）午前10時20分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
非接触ひずみ測定器 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和4年2月28日
- (4) 履行場所
石川県工業試験場
- (5) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和3年7月9日(金)午後5時15分までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和3年7月28日(水)午前10時40分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

風合い評価システム(触感測定部) 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年12月24日

(4) 履行場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和3年7月9日(金)午後5時15分までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければ

ならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
入札 令和3年7月28日(水)午前11時
開札 入札後、その場で直ちに行う。
場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
風合い評価システム(温冷感測定部) 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和3年12月24日
- (4) 履行場所
石川県工業試験場
- (5) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和3年7月9日（金）午後5時15分までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和3年7月28日（水）午前11時20分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良区の解散公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 土地改良区の名称 | 解散年月日 |
|----------|-----------|
| 川北町土地改良区 | 令和3年6月14日 |

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員及び延長 | 位置指定申請者 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------|
| (1号道路) かほく市木津口91番1 | (1号道路) 幅員 6.00m 延長 37.68m | 金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社ナガタニ宅建 | 令和3年6月10日 |
| (2号道路) かほく市木津口91番3 | (2号道路) 幅員 6.00m 延長 30.46m | | |

